

三重県公共工事共通仕様書（令和２年８月）第４回正誤表

誤	正
<p>分冊 1 P. 1-2</p> <p>1-1-1-2 用語の定義</p> <p>6. 設計図書</p> <p>設計図書とは、仕様書、契約図面、工事数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。</p>	<p>分冊 1 P. 1-2</p> <p>1-1-1-2 用語の定義</p> <p>6. 設計図書</p> <p>設計図書とは、仕様書、契約図面、図面、工事数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。</p>
<p>分冊 1 P. 1-2</p> <p>1-1-1-2 用語の定義</p> <p>13. 図面</p> <p>図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図等をいう。</p> <p>なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督員が書面により承諾した図面をふくむものとする。</p>	<p>分冊 1 P. 1-2</p> <p>1-1-1-2 用語の定義</p> <p>13. 図面</p> <p>図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図等をいう。</p> <p>なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し監督員が書面により承諾した図面をふくむものとする。</p>
<p>分冊 1 P. 1-14</p> <p>1-1-1-13 調査・試験に対する協力</p> <p>5. 低入札価格調査</p> <p>(3) 受注者は、第 3 編 3-1-1-6 監督員による確認及び立会等の第 6 項に規定する表 3-1-1(1)段階確認一覧表及び表 3-1-1(2)施工状況把握一覧表における確認の程度は、重点監督によるものとしなければならない。</p>	<p>分冊 1 P. 1-14</p> <p>1-1-1-13 調査・試験に対する協力</p> <p>5. 低入札価格調査</p> <p>(3) 受注者は、第 3 編 3-1-1-4 監督員による確認及び立会等の第 6 項に規定する表 3-1-1(1)段階確認一覧表及び表 3-1-1(2)施工状況把握一覧表における確認の程度は、重点監督によるものとしなければならない。</p>

三重県公共工事共通仕様書（令和２年８月）第４回正誤表

誤	正
<p>分冊 1 P. 1-21</p> <p>1-1-1-21 工事完成検査</p> <p>7. 適用規定</p> <p>受注者は、当該工事完成検査については、第 3 編 3-1-1-6 監督員による確認及び立会等第 3 項の規定を準用する。</p>	<p>分冊 1 P. 1-21</p> <p>1-1-1-21 工事完成検査</p> <p>7. 適用規定</p> <p>受注者は、当該工事完成検査については、第 3 編 3-1-1-4 監督員による確認及び立会等第 3 項の規定を準用する。</p>
<p>分冊 1 P. 1-21</p> <p>1-1-1-22 出来高検査</p> <p>5. 適用規定</p> <p>受注者は、当該出来高検査については、第 3 編 3-1-1-6 監督員による確認及び立会等第 3 項の規定を準用する。</p>	<p>分冊 1 P. 1-21</p> <p>1-1-1-22 出来高検査</p> <p>5. 適用規定</p> <p>受注者は、当該出来高検査については、第 3 編 3-1-1-4 監督員による確認及び立会等第 3 項の規定を準用する。</p>
<p>分冊 1 P. 1-54</p> <p>1-1-1-51 中間検査</p> <p>6. 適用規定</p> <p>受注者は、当該中間検査については、第 3 編 3-1-1-6 監督員による確認及び立会等第 3 項の規定を準用する。</p>	<p>分冊 1 P. 1-54</p> <p>1-1-1-51 中間検査</p> <p>6. 適用規定</p> <p>受注者は、当該中間検査については、第 3 編 3-1-1-4 監督員による確認及び立会等第 3 項の規定を準用する。</p>

三重県公共工事共通仕様書（令和2年8月）第4回正誤表

誤				正					
分冊 1 P. 3-6 表 3-1-1(1) 段階確認一覧表				分冊 1 P. 3-6 表 3-1-1(1) 段階確認一覧表					
重要構造物 函渠工（樋門・樋管含む） 躯体工（橋台） RC躯体工（橋脚） 橋脚フーチング工 RC擁壁工 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土(岩質)の変化した時 床掘削完了時 鉄筋組立て完了時 埋戻し前	土(岩質、変化位置) 支持地盤（直接基礎） 使用材料、設計図書との対 比 設計図書との対比 （不可視部分の出来形）	1回/土(岩質)の変化毎 1回/1 構造物 一般：30%程度1 構造 物 重点：60%程度1 構造 物 1回/1 構造物	重要構造物 函渠工（樋門・樋管含む） 躯体工（橋台） RC躯体工（橋脚） 橋脚フーチング工 RC擁壁工 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土(岩質)の変化した時 床掘削完了時 鉄筋組立て完了時 埋戻し前	土(岩質、変化位置) 支持地盤（直接基礎） 使用材料、設計図書との対 比 設計図書との対比 （不可視部分の出来形）	1回/土(岩質)の変化毎 1回/1 構造物 一般：30%程度1 構造 物 重点：60%程度1 構造 物 1回/1 構造物
分冊 2 添付資料 P. 2 令和5年11月 改訂				分冊 2 添付資料 P. 2 令和5年11月 改定					
分冊 2 添付資料 P. 10 第10条 附則 1. この基準は令和5年 4月 1日より適用する。				分冊 2 添付資料 P. 10 第10条 附則 1. この基準は令和5年 11月 1日より適用する。					
分冊 2 添付資料 P. 19 様式 13				分冊 2 添付資料 P. 19 (削除)					